

別紙Ⅰ-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 乙 第 号
------	---------

氏 名 国村 彩子

論 文 題 目

Prognostic impact of concurrence of metabolic syndrome and chronic kidney disease in patients undergoing coronary intervention:
Involvement of coronary plaque composition
(PCI 施行例における、メタボリック症候群と慢性腎臓病の合併の冠動脈plaques組成、予後に対する影響についての検討)

論文審査担当者 名古屋大学教授

主査 委員 有馬 寛
名古屋大学教授

委員 萩原雅文
名古屋大学教授

委員 古森公浩
名古屋大学教授

指導教授 室原豊明

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

今回、冠動脈ステント留置術を施行した 546 例に対して、メタボリック症候群と慢性腎臓病の合併の長期心血管予後や冠動脈plaques組成に対する影響について検討した。その結果、メタボリック症候群と慢性腎臓病の合併群では、心血管死、非致死性心筋梗塞、再血行再建の複合により定義した心血管イベントが有意に多く発生しており、両者の合併が独立した心血管予後予測因子であるとわかった。また、IB-IVUS による冠動脈plaquesの解析により、両者の合併群では、冠動脈plaquesの総plaques体積、脂質成分の割合が有意に増加しており、両者の合併は、独立した脂質成分の多い冠動脈plaquesの予測因子であるとわかった。

本研究に対し、以下の点を議論した。

- 以前我々は、冠動脈ステント留置術を施行した例に対して IB-IVUS による冠動脈plaques解析を施行し、脂質成分の多い冠動脈plaquesを有している群が心血管イベントの発症が多い事を報告した。本研究においてもメタボリック症候群と慢性腎臓病の合併群において脂質成分の多いplaquesが有意に多く認められ、冠動脈のplaques性状が予後に影響を及ぼしている可能性が示唆される。さらにplaquesの性状を変えるような加療が予後を改善させる可能性が示唆される。スタチン投与により冠動脈の脂質性plaquesが線維性plaquesに変化したという先行研究があり、スタチン投与は予後改善に有効な可能性がある。また、メタボリック症候群の各構成要素への積極的な介入、あるいは慢性腎臓病の発症予防も予後改善に有効である可能性がある。前向き介入試験による検討が必要である。
- 本研究において、メタボリック症候群の各構成要素のうち HDL のみ心血管予後と相関が認められ、他の構成要素と心血管予後との間には相関が認められなかつた。先行研究では、どの構成要素が最も心血管予後と相関するか、確立された見解はないようである。一方で、本研究において、構成要素の数と心血管予後との間には正の相関が認められた。従って、全ての構成要素のコントロール、リスク重積の回避が必要であると示唆される。
- 本研究において、各群間の冠動脈plaquesの石灰化成分の割合に有意差を認めなかつた。eGFR 低下と IB-IVUS により解析した冠動脈plaques性状との関連について検討した先行研究でも同様の結果が報告されている。しかしながら、本研究では、強い石灰化のため IVUS 施行前にロータブレーターによるアテレクトミーを施行した例は解析対象より除外されている。選択バイアスが研究結果に影響を及ぼしている可能性がある。

以上の理由により、本研究は博士（医学）の学位を授与するに相応しい価値を有するものと評価した。

別紙2

試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第	号	氏名	国村 彩子
試験担当者	主査	有馬 寛 萬谷 雅文 吉森 公浩	監修 室原 哲明	監修
	指導教授			

(試験の結果の要旨)

主論文についてその内容を詳細に検討し、次の問題について試験を実施した。

1. 予後不良群であるメタボリック症候群と慢性腎臓病合併群に対して、どのような治療介入が望ましいのか。
2. メタボリック症候群の構成要素のうち、どの項目が最も予後と相関するのか。
3. 冠動脈plaques組成に関して、石灰化成分の割合について各群間に差は認められなかったのか。

以上の試験の結果、本人は深い学識と判断力ならびに考察力を有するとともに、循環器内科学一般における知識も十分具備していることを認め、学位審査委員会議の上、合格と判断した。

別紙3

学力審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※乙第 号	氏名 国村 彩子
学力審査 担当者	主査 7月馬 寛 指導教授 室原 雄明	葛谷雅文 古森公浩

(学力審査の結果の要旨)

名古屋大学学位規程第10条第3項に基づく学力審査を実施した結果、大学院医学系研究科博士課程を修了したものと同等以上の学力を有するものと学位審査委員会議の上判定した。